

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-040500-01-11

事業名	児童虐待防止対策事業	事業番号	11	課係名	青少年・児童家庭課 児童育成班	係番号	01
-----	------------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b>                  (1) 対象                  一般県民</p> <p>(2) 現状                  児童相談所における児童虐待相談件数が、平成6年度に37件だったのが、平成16年度358件、17年度451件と年々増加してきている。</p> <p>(3) 方法                  児童虐待防止について、講演会の開催や県の広報媒体を活用して広報啓発を行うとともに、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を促進する。</p> <p>(4) 目標                  児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、保護・支援の取り組みの充実</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)国庫 国庫補助率：(1/2)</p> <p><b>6. 役割分担</b>                  (1) 何故、「官」が行うのか                  児童虐待の防止等に関する法律第4条に、国及び地方公共団体の責務が規定されている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか                  子どもの人権に関わる虐待の防止は、全県的な対策が必要である。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b> (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>20,035</td> <td>17,852</td> <td>36,297</td> <td>45,822</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> <td>0.80</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：児童虐待防止対策事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	20,035	17,852	36,297	45,822	人工数	0.30	0.30	0.80	0.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	20,035	17,852	36,297	45,822												
人工数	0.30	0.30	0.80	0.50												
<p><b>2. 事業の必要性</b>                  児童虐待の相談処理件数が毎年増加してきていることから、児童虐待の予防、早期発見、早期対応に向けての取り組みを強化する必要がある。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期：平成9年，終期：</b></p>																
<p><b>4. 自治上の区分：</b> 自治事務</p>																

<p><b>(1) 何を(手段・活動指標)</b>                  要保護児童対策地域協議会の設置                  児童虐待防止に係る広報啓発</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b>                  8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標)                  ・要保護児童対策地域協議会の設置促進                  平成17年度 6市町村で設置                  ・児童虐待防止推進講演会の開催・・・1回開催                  ・市町村児童相談業務担当者研修会の開催・・・2回開催                  ・市町村の相談業務への指導助言・・・随時</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b>                  9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標)                  児童虐待防止支援チームによる市町村における「要保護児童対策地域協議会」設置促進                  機能するネットワークへの取り組み                  児童相談所の専門性の強化                  被虐待児童のケア及び虐待をしている保護者のケア(育児支援家庭訪問事業)の実施                  一般県民の児童虐待に対する意識向上</p>
<p><b>(2) その結果、何が(成果指標)</b>                  児童虐待の相談件数                  関係機関の円滑な連携</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標)                  ・児童虐待の相談受付件数の増加                  平成16年度 353件                  平成17年度 460件                  ・早期発見、早期対応ができるようになった。</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標)                  被虐待児童の権利擁護                  被虐待児童の減少</p>

## 第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 青少年・児童家庭課 児童育成班				
評価責任者	青少年・児童家庭課長			担当者 児童育成班	
課番号	040500	係番号	01	電話番号	866-2174
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040500-01-11				
事務事業名	児童虐待防止対策事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	080206	計画名	福祉保健計画		
			政策目標	子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり		
			施策	要保護児童等支援		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	要保護児童対策地域協議会の設置					
成果指標名又は成果の内容(A')	関係機関の連携の推進					
活動指標名又は活動の内容(B)	児童虐待防止に係る広報啓発					
成果指標名又は成果の内容(B')	児童虐待の相談件数					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	力所	0.00	0.00	6.00		36.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'	件数	0.00	353.00	460.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	20,035	17,852	36,297	45,822	
	人工数D	0.30	0.30	0.80	0.50	
	人件費E	1,989	1,932	5,152	3,210	
	合計C+E=F	22,024	19,784	41,449	49,032	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 C</span>
	(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。
判定 根拠	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めているものの、要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）の設置率がまだ低いことなどから、児童虐待に対する対応がまだ十分でない点がある。
	(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>
	(判定内容) A: 増加傾向
判定 根拠	児童相談所で受け付けた児童虐待の相談件数が増加してきており、児童虐待対策の充実が求められている。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	児童相談所の児童福祉司の数は、児童福祉法施行令では、人口5万人から8万人につき1人となっているが、本県では、46,000人に1人の配置となっている。 しかしながら、児童虐待の相談受付件数は、人口比では多いため、総合的に判断し、「他県並みである」とした。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	児童虐待の防止等に関する法律第4条において、国及び地方公共団体の責務が規定されている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	児童虐待の防止等に関する法律第8条2項において、児童相談所の役割が規定されている。 (通告又は送致を受けたときの当該児童の安全確認、一時保護)	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	措置権（或いは一時保護権）を有する児童相談所の事務である。	

5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	児童虐待対策は、児童相談所だけで行うものではなく、児童相談業務を行う市町村や、福祉保健所などとの連携が必要である。各々の役割分担を踏まえた効果的な連携により、児童虐待に対して、適切に対応する必要がある。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	児童虐待を受けた児童を保護するために、近隣、知人、児童本人等からの情報に基づき、早期かつ適切な対応を行う必要がある。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	児童相談所の児童福祉司や児童虐待対応協力員（嘱託員）が、被虐待児の安全確保を行うことから、児童の処遇改善に直接結びつく。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 E 2  
 (判定内容) E 2. 費用は上昇で成果は横ばい。

判定 根拠	児童福祉司の増や、児童虐待ホットラインの開設などを行い、増加する児童虐待に対応している。現状では、増加する児童虐待に対応するのに精一杯であり、今後、被虐待児童の心理的ケアを充実させることなどにより、成果（児童の処遇の向上）を上昇させたい。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 B  
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向

判定 根拠	これまで、「児童虐待防止ネットワーク」の設置を促進してきたが、今後は、両児童相談所に配置している児童虐待防止支援チームを中心に、児童福祉法改正により位置づけられた「要保護児童対策地域協議会」への移行を進めるとともに、未設置の市町村へ当該協議会の設置を促進していく。
----------	--

9. 県の負担割合 判定 A  
 (判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	児童の相談を受け持つ専門的な機関として位置づけられている児童相談所の業務であり、県が負担するのが妥当である。
----------	--

10. O A化の可能性 判定 D  
 (判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定 根拠	児童相談業務の一部をO A化しており、相談を受けた児童の名簿等をデータベース管理している。
----------	---

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A	
有効性	4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	C		
効率性	6. 対象の妥当性	A		
	7. 貢献度	A		
	8. 対費用効果	(1) 対成果	E 2	
		(2) 対結果	B	
	9. 県の負担割合	A		
	10. O A化の可能性	D		

合計	A	B	C	D	E
7	2	2	1	1	

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	当該事業については、年々増加する児童虐待や昨年の痛ましい児童虐待死事件を受けて、平成18年度に大幅な事業拡充を図ってきたところであるが、引き続き、児童虐待の予防、早期発見、早期対応、保護・支援の体制を確立する必要があり、「現状維持」とした。
----------	--

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-040500-01-13

事業名	児童福祉施設球技大会	事業番号	13	課係名	青少年・児童家庭課 児童育成班	係番号	01
-----	------------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 児童養護施設及び児童自立支援施設の入所児童</p> <p>(2) 現状 県内には児童養護施設8カ所と児童自立支援施設1カ所があり、要保護児童約400名余が入所している。</p> <p>(3) 方法 児童養護施設等の入所児童の体力向上と親睦を図るため、男子は野球、女子はバレーボールをトーナメント方式で実施している。</p> <p>(4) 目標 児童福祉施設に入所している児童の体力の向上と親睦を図り、スポーツを通して人格形成に資する。また、九州大会への派遣チームを決定する。</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)単独</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 児童福祉法第27条に基づき県が児童養護施設等へ入所措置した児童に対する福利厚生事業であり、措置権者である県が行う必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 要保護児童の健全育成及び福利厚生のため、県と児童養護施設等が一体となって大会を運営する必要がある。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b> (単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>2,074</td> <td>1,821</td> <td>2,314</td> <td>2,421</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 児童福祉施設指導育成費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	2,074	1,821	2,314	2,421	人工数	0.20	0.20	0.20	0.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	2,074	1,821	2,314	2,421												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.10												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 児童福祉施設に入所している児童の健全育成のため、当該事業を実施する必要がある。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期:</b> 昭和49年度, 終期:</p>																
<p><b>4. 自治上の区分:</b> 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 児童養護施設等球技大会</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 毎年球技大会を実施し、優勝チームを九州大会へ派遣している。</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 当該球技大会を今後も継続する予定である。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 児童養護施設等の入所児童の健全育成が図られた。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 児童養護施設措置児童の健全育成が図られた。 また、九州大会へ派遣された優勝チームは、試合等を通じて、他県児童との交流が図られるとともに、見聞を広めることができた。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 児童養護施設等の入所児童の健全育成が図られる。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 青少年・児童家庭課 児童育成班				
評価責任者	青少年・児童家庭課長			担当者 児童育成班	
課番号	040500	係番号	01	電話番号	866-2174
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040500-01-13				
事務事業名	児童福祉施設球技大会				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	080206	計画名	福祉保健計画		
			政策目標	子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり		
			施策	要保護児童等支援		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	児童養護施設等球技大会					
成果指標名又は成果の内容(A')	児童養護施設等入所児童の健全育成					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	2,074	1,821	2,314	2,421	2,421
	人工数D	0.20	0.20	0.20	0.10	0.10
	人件費E	1,326	1,288	1,288	642	642
	合計C+E=F	3,400	3,109	3,602	3,063	3,063

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>
	(判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	昭和49年度から毎年実施し、優勝チームを九州大会へ派遣しているが、各児童養護施設の入所児童もこの大会に向け、練習に励んでおり、そのことが入所児童のやる気を引き出し、健全育成に寄与しており、概ね満足しているものと思われる。
	(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 B</span>
	(判定内容) B: 横ばい
判定根拠	各施設においては、毎年継続実施することを望んでおり、ニーズは横ばいである。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	他県においても同様に児童福祉施設球技大会を開催している。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	県内の児童養護施設に措置された児童の健全育成のために実施している事業であり、措置を行った県の実施が妥当である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	同上	

4. 民間委託の可能性		判定 C
(判定内容) C. 現在、県が直接実施しているが、民間委託（一部委託含む）が可能である。		
判定 根拠	球技大会の運営については、県が行っているが、必要に応じ、沖縄県社会福祉協議会と役割分担をして実施することも可能と思われる。	

5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	児童養護施設の措置児童を対象とした球技大会は、年2回（夏、春）開催されている。県が主催する夏の大会（男子：野球、女子：バレーボール）は、九州大会への派遣チームの決定も兼ねて開催している。春の大会については、沖縄県社会福祉協議会主催で実施されている。（男子：サッカーボール、女子：バスケットボール、低学年：ドッジボール）	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	児童養護施設等に措置された児童を対象としており、適当である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	児童養護施設等に措置された児童が当該大会を目標に練習に励むことなどにより、児童の健全育成上大きな影響を与えている。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C  
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。

判定 根拠	予算は横ばい状態で推移し、毎年実施することにより児童養護施設措置児童の健全育成が図られている。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C  
 (判定内容) C: 費用、結果とも横ばい。

判定 根拠	当該大会の予算は横ばい状態で推移し、毎年優勝チームを九州大会へ派遣している。
----------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A: 妥当である。

判定 根拠	児童福祉法に基づき児童養護施設等に入所措置された児童の処遇向上のための事業であり、措置権を有する県の適正な負担である。
----------	---

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A: 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	児童養護施設等の球技大会の開催に係る事務であり、事務事業の性質上、O A化が困難である。
----------	--

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	B	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	B
		(2) 県市町村	B	
4. 民間委託の可能性			C	
	5. 事務事業の選択			C
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C	
		(2) 対結果	C	
	9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性			A	

合計	A	B	C	D	E
3	6	4			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B   具体的方向性   2

(評価区分): B: 現状維持  
 (具体的方向性): 2: 投入資源を現状並とし、成果を維持する。

判定 根拠	今後も、児童養護施設等の入所児童の健全育成のため、継続して事業を実施する必要があり、「現状維持」と判定した。
----------	--

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-040500-01-14

事業名	養護児童対策（里親）事業	事業番号	14	課係名	青少年・児童家庭課 児童育成班	係番号	01
-----	--------------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。 また、その養育を希望する里親。</p> <p>(2) 現状 県内の里親登録数は、平成17年度末で里親登録数258世帯、委託里親数69世帯、委託児童数が103人となっている。</p> <p>(3) 方法 沖縄県里親会へ、里親の資質向上のための里親研修事業及び里親制度の普及促進事業を委託し、児童相談所等関係機関と連携しつつ、効果的・効率的な運用を図る。 また、専門里親の養成について、恩賜財団母子愛育会へ委託する。</p> <p>(4) 目標 里親の資質の向上、里親相互の連携強化及び受託児童の受け入れを促進するとともに、里親制度の普及啓蒙を図る。</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)単独</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 児童福祉法第6条の3に基づき里親の認定は、都道府県知事が行うことになっており、要保護児童の委託先となる里親の確保は県が積極的に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 児童福祉法第6条の3に基づき里親の認定は、都道府県知事が行うことになっており、要保護児童の委託先となる里親の確保は県が積極的に取り組む必要がある。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b> (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>3,878</td> <td>6,076</td> <td>7,314</td> <td>7,681</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.60</td> <td>0.60</td> <td>0.60</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：養護児童在宅対策事業費 養護児童在宅対策助成事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	3,878	6,076	7,314	7,681	人工数	0.60	0.60	0.60	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	3,878	6,076	7,314	7,681												
人工数	0.60	0.60	0.60	0.20												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 要保護児童を受け入れる里親は、家庭に近いより良い環境を提供するものであり、里親の普及啓蒙、並びに里親の支援活動を行う必要がある。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</b></p>																
<p><b>4. 自治上の区分：</b> 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 里親研修 里親制度の普及啓蒙</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親月間中に街頭チラシ配布、ポスター・横断幕掲示。</li> <li>・県内5カ所で里親研修会を実施。</li> <li>・里親会機関誌の配布。</li> <li>・専門里親養成研修の委託。</li> </ul>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親研修を継続して行い、その内容を充実させる。</li> <li>・登録里親を増やすため、普及促進活動を継続して行う。</li> <li>・専門里親の養成及び研修を継続して行う。</li> <li>・里親委託推進事業を実施し、施設から里親への委託を推進する。</li> </ul>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 里親の資質の向上 登録里親の増加</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに8世帯の里親を登録し、平成17年度末で253世帯となった。</li> <li>・研修の実施により里親の資質が向上した。</li> <li>・専門里親研修を終えた9名が専門里親として認定された。</li> </ul>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親委託可能な児童を受け入れるのに十分な数の里親の確保</li> <li>・質の高い里親による児童のケアの確保</li> <li>・里親委託可能な被虐待児等を受け入れるのに十分な数の専門里親の確保</li> </ul>

## 第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 青少年・児童家庭課 児童育成班				
評価責任者	青少年・児童家庭課長			担当者 児童育成班	
課番号	040500	係番号	01	電話番号	866-2174
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040500-01-14				
事務事業名	養護児童対策（里親）事業				
歳出事業コード（1）		事業区分			
歳出事業名（1）					
歳出事業コード（2）		事業区分			
歳出事業名（2）					
歳出事業コード（3）		事業区分			
歳出事業名（3）					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	080206	計画名	福祉保健計画		
			政策目標	子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり		
			施策	要保護児童等支援		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容（A）	里親研修					
成果指標名又は成果の内容（A'）	里親の資質の向上					
活動指標名又は活動の内容（B）	里親制度の普及啓発					
成果指標名又は成果の内容（B'）	登録里親の増加					
< 指標の推移 >	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標 A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標 A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標 B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標 B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額 C	3,878	6,076	7,314	7,681	0.00
	人工数 D	0.60	0.60	0.60	0.20	0.00
	人件費 E	3,978	3,864	3,864	1,284	0.00
	合計 C + E = F	7,856	9,940	11,178	8,965	0.00

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定 根拠	里親の研修を通して資質向上が図られ、委託児童の処遇も向上していると考えられること、また、里親制度の普及啓発を図り、登録里親も増加していることから概ね満足していると考えられる。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	要保護児童が増えてきているものの、入所施設（児童養護施設）は満杯状態となっているため、里親への委託が増えており、里親の登録の増が求められている。 また、受託里親が適切な養育を行えるよう研修の充実が求められている。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	里親研修等の実施を他県と同様に実施している。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	里親への措置（委託）権を有する都道府県知事（児童相談所長へ委任）の役割として、措置児童の養育が適切に行われるよう里親の研修を、県が実施するのが妥当である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	同上	

4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	里親研修、里親月間における里親制度の広報、啓発について、（社）沖縄県里親会へ委託している。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	里親研修、里親制度に対する広報、啓発であり、類似する事務事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	里親制度の円滑実施のため、研修の実施、新たな里親を求めるための広報、啓発活動であり、対象は適当である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	当該里親研修により、措置児童の適切な養育が確保される。 また、里親月間中における里親制度の広報、啓発活動により、新たに認定・登録する里親が増える。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果		判定   A 1
(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。		
判定根拠	平成16年度に、中央児童相談所に里親対応専門員を配置し、里親自身の養育相談等に当たっており、里親の資質向上や登録里親が増加している。	
(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。		
判定根拠	研修により里親の資質向上が図られるとともに、これまでの広報、啓発活動等により、平成17年度には新たに養育里親が9名認定・登録された。	

9. 県の負担割合		判定   A
(判定内容) A. 妥当である。		
判定根拠	里親への措置（委託）権を有する都道府県知事の役割から、妥当な負担である。	

10. O A化の可能性		判定   D
(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。		
判定根拠	里親登録台帳については、O A化（データベース）している。	

11. 判定結果				
必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	B
	(2) 県市町村		B	
4. 民間委託の可能性			E	
	5. 事務事業の選択			A
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1	
		(2) 対結果	A 1	
	9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性			D	

合計	A	B	C	D	E
	6	5		1	1

12. 所管課の総合評価		総合評価
		評価区分   B   具体的方向性   1
(評価区分) : B. 現状維持		
(具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。		
判定根拠	<p>児童虐待の増加、その中でも情緒障害を持った児童の増により、これまでの施設における入所措置から、より家庭的な雰囲気を持った里親家庭での養育の評価が高まってきている。</p> <p>このような中、専門里親（専門的な研修を受け、被虐待児童などの処遇困難な児童を預かる里親）が、平成15年度に4名、平成16年度に4名、新たに認定・登録されている。</p> <p>今後も、専門里親を始めとした里親の増が求められるとともに、児童を預かる里親の研修の充実が求められていることから「現状維持（投入資源は現状並みとする成果を向上させる）」とした。</p>	

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-040500-02-04

事業名	内閣府青年国際交流事業受入	事業番号	04	課係名	青少年・児童家庭課 青少年育成班	係番号	02
-----	---------------	------	----	-----	------------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 18歳から30代の青少年</p> <p>(2) 現状 内閣府の主催による青年国際交流事業に関わる参加青年の日本国内研修・視察研修受け入れを国・県事業の国際交流活動経験者(既参加者)の事後活動として位置づけ、沖縄県の歴史、文化、風土の紹介に務め新たな交流の場とする。</p> <p>(3) 方法 海外青年との交流活動やホームステイ、企業参観や視察研修等を行う。</p> <p>(4) 目標 外国青年を受け入れることにより相互の交流や理解につながり、次代を担う青年の育成を目指す。また、国際的に活躍できる人材の育成と地域でのリーダーの養成。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)国庫 国庫補助率:(100)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 国が主体となって実施している。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 国からの指示で、都道府県もしくは政令指定都市単位で受け入れる希望によって実施している。</p>															
7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">305</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td style="text-align: center;">0.30</td> <td style="text-align: center;">0.30</td> <td style="text-align: center;">0.30</td> <td style="text-align: center;">0.30</td> </tr> </tbody> </table>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	305	0	人工数	0.30	0.30	0.30	0.30
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	305	0												
人工数	0.30	0.30	0.30	0.30												
対応する予算の事業名: 予算計上なし																
2. 事業の必要性 受け入れ事業により、外国青年たちやホストファミリーとの交流が図られることで、相互の友好と理解を促し、友情と信頼に基づく人間関係を築くことができ、さらに広く海外の青年に沖縄県をアピールできる。																
3. 実施年度・始期: 毎年あるものではない, 終期:																
4. 自治上の区分: 自治事務																

(1) 何を(手段・活動指標) 県内受入	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成12年「東南アジア青年の船事業」30名 平成13年「21世紀ルネッサンス青年リーダー招へい事業」21名 平成15年、16年 沖縄県が「ヤングネットワークウイング事業」の幹事県であったため、受入れしなかった。 平成17年「東南アジア青年の船事業」30名(平成17年12月)</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 国の施策によるが、県内の青年育成(事後活動の一環)のため、また沖縄県のピーアールのためにも今後も継続する。</p>
(2) その結果、何が(成果指標) 異文化理解 国際感覚の養成 相互友好と理解	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 異文化の理解、国際協調の精神を培うとともに、外国語のコミュニケーション能力を向上させ、参加外国青年を通して外国に沖縄を広く紹介できる。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 県民に対して外国への興味を抱かせ、もって国際交流推進のきっかけになる。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 青少年・児童家庭課 青少年育成班				
評価責任者	青少年・児童家庭課長		担当者 青少年育成班		
課番号	040500	係番号	02	電話番号	866-2174
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040500-02-04
事務事業名	内閣府青年国際交流事業受入
歳出事業コード(1)	事業区分
歳出事業名(1)	
歳出事業コード(2)	事業区分
歳出事業名(2)	
歳出事業コード(3)	事業区分
歳出事業名(3)	

分野別計画 施策体系 コード	主コード	080205	計画名	福祉保健計画	
			政策目標	子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	
			施策	青少年の健全育成	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	県内受入					
成果指標名又は成果の内容(A')	異文化理解、国際感覚の養成、相互友好と理解					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	0	305	0	
	人工数D	0.30	0.30	0.30	0.30	
	人件費E	1,989	1,932	1,932	1,926	
	合計C+E=F	1,989	1,932	2,237	1,926	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定 根拠	県内青年と外国青年の国際交流に貢献している。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B: 横ばい	
判定 根拠	万国の架け橋を目指す本県として、「国際社会で活躍できる青年リーダーの育成」は重要であり、県民は県内青年と外国青年との国際交流を今後もさらに期待している。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	平成15年度、16年度はヤングネットワーク・ウイング九州事業の幹事県であったため、受入を延期したが、他県と同様に受入している。 平成17年度は、「東南アジア青年の船事業」(30名)の受入があった。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	内閣府事業であり、県が実施することになっている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	内閣府事業であり、県が実施することになっている。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	内閣府事業であり、県が実施することになっている。	
5. 事務事業の選択		判定 B
(判定内容) B. 対象や目標等に類似する事務事業はないが、一体的に実施した方がよいと思われる事務事業がある。		
判定 根拠	内閣府国際交流事業の一環であり、派遣と受入の両方があるが、一体的に実施した方がよいと思われる。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	青年の国際交流に貢献している。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	海外青年を受け入れることにより、沖縄県青年の異文化理解、国際感覚の養成、相互友好と理解につながる。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると  
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。 判定 C

判定根拠  
 毎年、内閣府主催で実施されている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると  
 (判定内容) C: 費用、結果とも横ばい。 判定 C

判定根拠  
 毎年内閣府主催で実施されており、青年の国際交流に成果を上げている。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A: 妥当である。

判定根拠  
 毎年、内閣府主催で実施されている。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A: 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠  
 内閣府主催で実施されているため、O A化は難しい。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
有効性	4. 民間委託の可能性		B
	5. 事務事業の選択		B
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	4	7	2		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	C
具体的方向性	4

(評価区分): C: 見直す  
 (具体的方向性): 4: 他の事務事業と統合する。

判定根拠  
 内閣府主催の国際交流事業である。同府の事業として、県内を含め日本の青年とアジアを含む世界の青年との交流を図る「内閣府青年国際交流事業派遣」があり、受入事業と派遣事業を統合して実施し、今後も青年国際交流事業を継続する必要がある。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-040500-02-09

事業名	未成年者の飲酒・喫煙防止対策事業	事業番号	09	課係名	青少年・児童家庭課 青少年育成班	係番号	02
-----	------------------	------	----	-----	------------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b> (1) 対象 酒類・たばこ販売関係業界等</p> <p>(2) 現状 飲酒・喫煙で補導される少年が多い。平成17年中、県内で補導された少年のうち約12%は、飲酒で、人口比(少年千人当たり)では全国平均の約9倍、第二位の千葉県約4倍で全国ワーストワンとなっている。</p> <p>(3) 方法 沖縄県少年育成ネットワーク等との連携による業界への協力要請及び広報啓発活動等</p> <p>(4) 目標 未成年者の飲酒・喫煙防止を図る</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)単独</p> <p><b>6. 役割分担</b> (1) 何故、「官」が行うのか 未成年者の飲酒、喫煙は社会問題であり、官民一体となった対応が必要である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 未成年者の飲酒・喫煙防止は、県民すべてが取り組むべきであり、県が先導的役割を果たす必要がある。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名:</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	0	人工数	0.30	0.30	0.30	0.30
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	0												
人工数	0.30	0.30	0.30	0.30												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 大人社会の商業主義などにより、青少年を取り巻く社会環境は悪化し憂慮すべき状況にある。青少年の健全育成を図るためには、未成年者の飲酒・喫煙を未然に防ぐための環境づくりを図る必要がある。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期:</b> 13年度, <b>終期:</b></p>																
<p><b>4. 自治上の区分:</b> 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 業界等への協力要請 広報啓発活動 沖縄県少年育成ネットワークとの連携</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b> 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 1 スーパー、コンビニ対し、酒・たばこ販売に当たっての年齢確認等の要請 2 沖縄県少年育成ネットワークと連携し、広報啓発活動を実施 3 県、教育庁、県警の担当者による連絡会議を開催し連携強化を確認 4 平成18年3月31日沖縄県青少年保護育成条例の改正を行い、酒類、たばこ販売に係る環境の整備を図ることとした。(平成18年7月1日施行)</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b> 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 1 関係業界へ酒、たばこの販売に当たって、年齢確認を実施する協力要請 2 無許可たばこ自動販売機の撤去及び年齢確認装置の設置要請 3 子どもに親の使いで「酒」「たばこ」を買わせない 4 沖縄県青少年保護育成条例改正後の施行状況の把握と実施指導</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 青少年を取り巻く有害環境の浄化</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) スーパー、コンビニ等において、酒・たばこの販売に当たっては、年齢確認を実施するほか、大人のお使いで買い物に来た子どもには、販売しない理由を記載したメモを手渡し、親の協力を求めている。 また、沖縄県青少年保護育成条例の改正に伴い、業者等は、酒やたばこの自動販売機を利用させないよう、管理できる場所に設置し、販売時間を「午前5時から午後10時まで」とする努力義務が図られる。(平成18年7月1日施行)</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 青少年を健全育成するための環境が整備される。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 青少年・児童家庭課 青少年育成班				
評価責任者	青少年・児童家庭課長		担当者 青少年育成班		
課番号	040500	係番号	02	電話番号	866-2174
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040500-02-09
事務事業名	未成年者の飲酒・喫煙防止対策事業
歳出事業コード(1)	事業区分
歳出事業名(1)	
歳出事業コード(2)	事業区分
歳出事業名(2)	
歳出事業コード(3)	事業区分
歳出事業名(3)	

分野別計画施策体系コード	主コード	080205	計画名	福祉保健計画
			政策目標	子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり
			施策	青少年の健全育成
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	業界等へ協力依頼、広報啓発活動、県青少年育成ネットワークと連携					
成果指標名又は成果の内容(A')	青少年を取り巻く有害環境の浄化					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	0	0	0	
	人工数D	0.30	0.30	0.30	0.30	
	人件費E	1,989	1,932	1,932	1,926	
	合計C+E=F	1,989	1,932	1,932	1,926	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 C</span>	
(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。	
判定根拠	沖縄県は、酒・たばこの自動販売機の問題が深刻であり、現在市町村の青少年センターでは深夜はいかい以上に大きな問題となっている。法改正により店舗に併設し、カウンターから確認できるところでなければ「たばこの自動販売機」が設置できないようになったが、改正以前に設置されたものについて適用はなく、店員の目に届かない場所に設置された自動販売機が数多くある。設置許可はどちらも国であるため、県は過去改正時に業者あて協力依頼を発出するにとどまり、不満がある。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	青少年の歩き煙草が数多く目撃されており、健全な育成を妨げるため、たばこ等の自動販売機の状況が問題となっている。市町村と一体となって国や業者に対し従来以上に積極的に取り組むことをも求められている。 なお、県内においては、沖縄県酒造組合連合会、沖縄県卸売酒販売組合連合会及び沖縄県小売酒販売組合連合会の主催により、「未成年者飲酒防止キャンペーン」を実施しており、県はその後援を行っている。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	酒、煙草に関して独立したリーフレットの作成、配布や定期的な業者や国への働きかけはおこなっていない。県民運動の一環として、青少年育成県民運動の冊子に掲載するなどしている。冊子は酒・たばこ販売業者の代表者あて送付している。 県警の調べでは、平成17年中の未成年者の飲酒は、全国平均の約9倍となっている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	国への要請や業者への協力依頼があるため、官の実施が妥当である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	未成年者の飲酒・喫煙防止は、沖縄県青少年保護育成条例第18条第4項の関連で県民すべてが取り組む問題であり、市町村、国と連携しながら、県が先導的に実施すべき事業である。 また、平成18年7月1日から上記条例が改正され、酒類及びたばこ販売に係る環境の整備を図るため、屋外に設置する自動販売機による販売を午前5時から午後10時までとするよう規定している。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	国、業者への要請及び協力依頼が主であり、民間委託になじまない。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	現在未成年の飲酒・喫煙防止対策を扱っている事業は当該事業のみである。	
6. 対象の妥当性		判定 B
(判定内容) B. 対象が限定的で、目標達成に向けた効果が薄くなっている。		
判定 根拠	公文書で業界に対し協力依頼をするだけでなく、実際に市町村と一緒に国や業界に対して強力で要請していくことが求められている。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 C
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) C. ある程度の影響を与える。		
判定 根拠	強力要請等をおこなうことで、国や業界へ働きかけることができる。 少年育成ネットワークとの連携や青少年育成県民運動における未成年者への酒・たばこ販売禁止の働きかけで、関係団体が一体となって未成年者に販売しないよう運動展開している。 コンビニ等店舗における不買徹底は実施されている。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると  
 (判定内容) A2. 費用は低下で成果は横ばい。 判定 | A2

判定 根拠	県の予算措置はない。
----------	------------

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると  
 (判定内容) A2. 費用は低下で結果は横ばい。 判定 | A2

判定 根拠	県の予算措置はない。
----------	------------

9. 県の負担割合 判定 | B

(判定内容) B. 過小である（県負担を増又は市町村・受益者負担を減す）。

判定 根拠	本来ならば、国や業者への要請の他に県としてリーフレットを作成するなどして、青少年に対する広報啓発にも力を入れる必要がある。
----------	---

10. O A化の可能性 判定 | A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	広報啓発はO Aで可能（ホームページ作成）
----------	-----------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			A
		3. 役割分担	(1) 官民	B
		(2) 県市町村	B	
4. 民間委託の可能性			B	
	5. 事務事業の選択			A
有効性	6. 対象の妥当性			B
	7. 貢献度			C
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A2	
		(2) 対結果	A2	
	9. 県の負担割合			B
10. O A化の可能性			A	

合計	A	B	C	D	E
6	5	2			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B   具体的方向性   1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	現在は少年育成ネットワークをととした業界働きかけや連携がなされている。店舗における措置はなされているが、法改正以前に監視がきかない自動販売機でたばこを購入し、喫煙する青少年が問題となっている。未成年が飲酒・喫煙しないよう強力に運動展開するために、必要があれば資源の投入も考えなくてはならない状況にある。
----------	---

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-040500-02-13

事業名	沖縄県青少年育成大会	事業番号	13	課係名	青少年・児童家庭課 青少年育成班	係番号	02
-----	------------	------	----	-----	------------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 青少年および青少年育成関係者</p> <p>(2) 現状 本県では「青少年健全育成」を重点施策に位置付け、青少年の資質向上に努めている</p> <p>(3) 方法 青少年の自主自立の精神の確立、育成者の激励や支援のあり方について、シンポジウム等を通してともに考えるため、内閣府が主唱する「全国青少年健全育成協調月間」に呼応して大会を開催する</p> <p>(4) 目標 青少年の健全育成を推進する</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)単独</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 青少年の健全育成は国民すべての課題であり、民間に代行できるものではないため。内閣府の閣議決定に従い、全国的に、都道府県、都道府県青少年育成県民会議が種となって取り組んでいる。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 青少年の健全育成を図るためには、全県的な取り組みが求められるため。青少年健全育成は、国民総ぐるみ県民総ぐるみの取り組みと位置付けられている。全県的に取り組むには、県が行うことが必要である。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b> (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>839</td> <td>752</td> <td>812</td> <td>476</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：青少年育成県民運動推進費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	839	752	812	476	人工数	0.30	0.30	0.50	0.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	839	752	812	476												
人工数	0.30	0.30	0.50	0.50												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 県の重点施策に位置づけられているとあり、青少年の健全育成は社会的に推進がもたらされている。青少年を取り巻く様々な課題やその育成のあり方について、育生者と青少年が集いともに考えていくことは、青少年の健全育成に大きく資するものである。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期：昭和55年度，終期：</b></p>																
<p><b>4. 自治上の区分：</b> 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 表彰 シンポジウム・実践発表等</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 表彰者数 青少年 個人216名 団体64団体 育成者 個人674名 団体64団体 シンポジウム・実践発表等</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 現行継続</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 青少年の健全育成に対する重要性を周知するとともに、取り組みへの志気高揚を図る。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 青少年及び青少年育成者が健全育成の重要性を認識するとともに、取り組みへの志気高揚が図られた。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 青少年の健全育成の重要性について、青少年および青少年育成者の認識を一層深めるとともに、取り組みに対する志気高揚を継続的に図る。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 青少年・児童家庭課 青少年育成班				
評価責任者	青少年・児童家庭課長		担当者 青少年育成班		
課番号	040500	係番号	02	電話番号	866-2174
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040500-02-13				
事務事業名	沖縄県青少年育成大会				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	080205	計画名	福祉保健計画		
			政策目標	子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり		
			施策	青少年の健全育成		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	表彰、シンポジウム、実践発表等					
成果指標名又は成果の内容(A')	青少年の健全育成に対する重要性の周知、取り組むへの士気高揚					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	839	752	812	476	
	人工数D	0.30	0.30	0.50	0.50	
	人件費E	1,989	1,932	3,220	3,210	
	合計C+E=F	2,828	2,684	4,032	3,686	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 満足している。	
判定 根拠	青少年の健全育成を目的としている。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	青少年の健全育成に県民も関心がある。 表彰があることによって、青少年の健全育成に対する理解が深まり、今後も健全育成のために活動していこうと、志気が高揚する。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	他県も同様な大会を実施している。 同事業（沖縄県青少年育成大会）は、内閣府の「全国青少年健全育成強調月間」（11月）に基づき実施している。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	県知事賞、県警察本部長賞、県教育長賞、県民会議会長賞の表彰があり、官の実施が妥当である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	県知事賞、県警察本部長賞、県教育長賞、県民会議会長賞の表彰があり、全県的な大会なので県実施が妥当である。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	県知事賞、県警察本部長賞、県教育長賞、県民会議会長賞の表彰があり、民間委託は妥当でない。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	青少年保護育成条例8条に基づく表彰の他、募集したコンクール等の受賞者を一同に集めて表彰する。青少年健全育成が目的であり、このような事業は他にはない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	青少年健全育成に対する一般の理解を深めさせ、意識を高揚させるためには、表彰は効果的である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	育成大会で青少年の健全育成を目的としたコンクール等の受賞者表彰をおこなう。県知事賞、県警察本部長賞、県教育長賞、県民会議会長賞があり、青少年健全育成に役立っている。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると  
 (判定内容) C. 費用、成果とも横ばい。 判定 C

判定根拠  
 予算は大幅減であるものの、志気、気運が高まっている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると  
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。 判定 C

判定根拠  
 大会規模、内容も同程度である。

9. 県の負担割合 判定 B

(判定内容) B. 過小である（県負担を増又は市町村・受益者負担を減す）。

判定根拠  
 毎年離島の受賞者が数多くおり、当初予算要求時の育成大会受賞者用旅費が不足する事態になる。

10. O A 化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A 化が困難である。

判定根拠  
 表彰はO A 化できない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
		(2) 県市町村	B
有効性	4. 民間委託の可能性		B
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		B
		10. O A 化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	5	6	2		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠  
 11月の内閣府強調月間を根拠とする大会であり、これを実施することで県民の理解の促進や高揚が図られる。青少年育成県民運動を推進するため今後も継続して実施する必要がある。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-040500-02-14

事業名	青少年育成県民運動	事業番号	14	課係名	青少年・児童家庭課 青少年育成班	係番号	02
-----	-----------	------	----	-----	------------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 全県民</p> <p>(2) 現状 青少年の非行は、家庭環境、社会環境が直接・間接に影響してくることが多く、特に近年社会情勢の変化は著しく、情報化、核家族化が進む中で、連帯意識の希薄化や家庭教育機能の低下や青少年を育む地域社会の機能（地域力）が低下している現状にある。</p> <p>(3) 方法 春、夏、年末の年3回「青少年育成県民運動年間計画」（冊子「沖縄県青少年育成県民運動」育て！シンブナー21）に基づき運動を展開する。</p> <p>(4) 目標 青少年がたくましく心豊かに育つよう青少年健全育成に対する県民の共通理解と認識を深めるとともに、県世論の高揚を図る。</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)単独</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 次代を担う青少年の健全育成は、国民の願いであり、官が積極的に推進し、官民一体となって推進すべき運動である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 将来の沖縄県を担う青少年の健全育成は、県が積極的に推進し、県民が一体となって健全な青少年を育成すべきである。 内閣府が主唱する全国強調月間（全国青少年健全育成強調月間）の一環</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b>（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>1,364</td> <td>1,204</td> <td>469</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：青少年育成県民運動推進費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	1,364	1,204	469	250	人工数	0.50	0.50	0.50	0.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	1,364	1,204	469	250												
人工数	0.50	0.50	0.50	0.50												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 青少年の健全育成に対しては県民の共通理解と認識を深め幅広い活動の展開を要す。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</b></p>																
<p><b>4. 自治上の区分：</b> 自治事務</p>																

<p>(1) 何を（手段・活動指標） 県民及び各機関等への広報啓発活動</p>	<p><b>8. 過去3年間（H17まで）の実績</b></p> <p>8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標） 県の広報媒体（ラジオ県民室、電光広報塔等）による広報啓発、街頭キャンペーン（深夜はいかい防止県民一斉行動におけるピラ配布等）</p>	<p><b>9. 今後3年間（H20まで）の戦略</b></p> <p>9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標） 現行継続</p>
<p>(2) その結果、何が（成果指標） 青少年問題及び青少年健全育成に対する県民意識が高まった。</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標） 全県民に青少年の健全育成の大切さを認識させている。</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標） 青少年健全育成の気運が盛り上げ、青少年が事件・事故に巻き込まれないような環境を作る。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 青少年・児童家庭課 青少年育成班				
評価責任者	青少年・児童家庭課長		担当者 青少年育成班		
課番号	040500	係番号	02	電話番号	866-2174
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040500-02-14				
事務事業名	青少年育成県民運動				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	080205	計画名	福祉保健計画		
			政策目標	子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり		
			施策	青少年の健全育成		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	県民及び各機関等への広報啓発活動					
成果指標名又は成果の内容(A')	青少年問題及び青少年健全育成に対する意識の高揚					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	1,364	1,204	469	250	
	人工数D	0.50	0.50	0.50	0.50	
	人件費E	3,315	3,220	3,220	3,210	
	合計C+E=F	4,679	4,424	3,689	3,460	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>
	(判定内容) B: 概ね満足している。
判定 根拠	春・夏・年末年始に県民運動を実施し、その時期に合わせた注意喚起と青少年健全育成に対する啓発を実施して、関係機関・団体(民間業者含む)に配布している。
	(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>
	(判定内容) A: 増加傾向
判定 根拠	犯罪の低年齢化、凶悪化、不登校、ひきこもり、児童虐待、NEET問題など青少年問題は多岐にわたって、深刻化、社会問題化している。それに伴って、青少年健全育成に対する県民のニーズも高まっている。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	他府県も同様なことを行っている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	閣議主唱の青少年育成国民運動の県民運動である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	閣議主唱の青少年育成国民運動の県民運動である。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	閣議主唱の青少年育成国民運動の県民運動であり、国民運動の主唱団体である国民会議の下部団体に当たる県民会議が主唱者の一つである。県によっては県民会議が事業実施の主体となっているところもあるが、沖縄県においてはこの事業について県民会議に予算の補助はしておらず、県民会議の人員からしても実施が困難なため県が実施している。 また、県、県教育庁、県警察本部、県民会議の4者が主唱となっていることもあり、その点からも県実施が妥当である。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	閣議主唱の青少年育成国民運動の県民運動である。この国民運動の推進団体が県民会議の上部団体であり、県民運動の主唱者の一つが県民会議になっている。 現在、この運動についての事務は県が実施しており、県民会議の補助事業とは別個であるので、類似事務事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	関係機関・団体、地域、家庭が一体となった全息的な青少年健全育成の取り組みを冊子にし、配布して啓発している。 要綱やそれぞれの役割等を掲載し、連携に役立てている。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	広報啓発活動により、青少年問題および青少年健全育成に係る県民の意識が高揚する。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 2  
 (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。

判定根拠 予算は激減したが、冊子を印刷して関係機関・団体に配布し、広報啓発に努めている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2  
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定根拠 費用はほぼ新聞広告料と印刷製本費であるが、昨年度に比べ激減した。広報啓発の内容は維持しているが、今後検討する必要がある。

9. 県の負担割合 判定 B

(判定内容) B. 過小である（県負担を増又は市町村・受益者負担を減す）。

判定根拠 年三回ある運動実施期間に合わせて広報啓発物を印刷することは不可能なほど、予算が落ち込んでいる。広告料も年一回（夏のみ）に減らし、4段広告から3段広告に切り替えた。（予算減に伴う内容の減）

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定根拠 県民運動の冊子をホームページ上で掲載している。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
有効性	4. 民間委託の可能性		B
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2
		(2) 対結果	A 2
効率性	9. 県の負担割合		B
		10. O A化の可能性	D

合計	A	B	C	D	E
	6	6		1	

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠 青少年健全育成における取り組みの基本となるものである。冊子を作って呼びかけるだけでなく、もっと県民一般に広く周知させ、効果を上げるために、関係機関・団体への送付だけでなく、県図書館、行政情報サービスを通じた冊子送付および県庁一階ロビーへの冊子配置、ホームページ上の掲載、また内容について青少年が目を通したくなるような冊子作りを心がけてきた。  
 ただし、冊子については限界がある上、必要最小限の印刷であるため、ほとんど連携して運動展開する機関への配布しかできない。広告も予算の都合で廃止している。また県のホームページについても県政にもともと興味のある人しか見ないという点がある。  
 幅広く啓発するためには、冊子だけではなく、ポスターを作成して小中高校、大学、市町村役場などに貼っていただく方が効果は高い。事業の効果的な取り組みのため、より内容を検討する必要がある。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-040500-03-10

事業名 認可外保育施設支援事業（新すこやか保育事業）	事業番号 10	課係名 青少年・児童家庭課 保育班	係番号 03
-------------------------------	------------	----------------------	-----------

<p>1. 事業内容 (1) 対象 市町村</p> <p>(2) 現状 認可外保育施設を利用している乳幼児の内科健診、歯科健診、1歳以上6歳未満児の牛乳代、調理職員の検便代を助成している。</p> <p>(3) 方法 市町村が補助している認可外保育施設を利用している児童で市町村からの申請による。</p> <p>(4) 目標 認可外保育施設の利用を余儀なくされる児童の処遇改善が図られるまでは助成を行う。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 児童福祉法第59条の「無認可児童福祉施設に対する措置」による。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 児童福祉法第59条の「無認可児童福祉施設に対する措置」による。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>64,719</td> <td>52,281</td> <td>62,430</td> <td>74,144</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：新すこやか保育事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	64,719	52,281	62,430	74,144	人工数	0.50	0.50	0.30	0.30
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	64,719	52,281	62,430	74,144												
人工数	0.50	0.50	0.30	0.30												
<p>2. 事業の必要性 認可外保育施設を利用している児童が心身共に、健やかに育成されるために必要である。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：平成9年，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を（手段・活動指標） 認可外保育施設利用児童の健康診断費等の助成。</p>	<p>8. 過去3年間（H17まで）の実績</p> <p>8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標） 助成を受けている施設数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(H15)</th> <th>(H16)</th> <th>(H17)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内科診断</td> <td>421</td> <td>420</td> <td>407</td> </tr> <tr> <td>歯科健診</td> <td>378</td> <td>380</td> <td>356</td> </tr> <tr> <td>牛乳</td> <td>420</td> <td>428</td> <td>415</td> </tr> <tr> <td>調理員の検便</td> <td>303</td> <td>314</td> <td>303</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,522</td> <td>1,542</td> <td>1,481</td> </tr> </tbody> </table>		(H15)	(H16)	(H17)	内科診断	421	420	407	歯科健診	378	380	356	牛乳	420	428	415	調理員の検便	303	314	303	合計	1,522	1,542	1,481	<p>9. 今後3年間（H20まで）の戦略</p> <p>9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標） 認可外保育施設の利用を余儀されざるを得ない児童の全員が受診できるようにする。</p>
	(H15)	(H16)	(H17)																							
内科診断	421	420	407																							
歯科健診	378	380	356																							
牛乳	420	428	415																							
調理員の検便	303	314	303																							
合計	1,522	1,542	1,481																							
<p>(2) その結果、何が（成果指標） 児童の健康管理及び安全確保</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標） 入所児童の健康管理及び安全確保が図られた。</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標） 児童福祉法に基づく、「児童福祉施設最低基準」を遵守することが望ましいが、「認可外保育施設指導監督基準」を満たすことにより、保護者が安心して子どもを育てることができる。 利用する児童の健康管理の向上を図る。</p>																								

## 第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 青少年・児童家庭課 保育班				
評価責任者	青少年・児童家庭課長		担当者 保育班		
課番号	040500	係番号	03	電話番号	866-2174
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040500-03-10				
事務事業名	認可外保育施設支援事業（新すこやか保育事業）				
歳出事業コード（1）		事業区分			
歳出事業名（1）					
歳出事業コード（2）		事業区分			
歳出事業名（2）					
歳出事業コード（3）		事業区分			
歳出事業名（3）					

分野別計画施策体系コード										
	主コード	080202	計画名	福祉保健計画						
			政策目標	子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり						
			施策	多様な保育サービスの提供						
	再掲コード	080707	計画名	福祉保健計画						
			政策目標	地域福祉社会の形成						
			施策	多様な保育サービスの提供						
	再掲コード		計画名							
			政策目標							
			施策							

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容（A）	助成施設数					
成果指標名又は成果の内容（A'）	入所児童の健康管理及び安全確保が図られた					
活動指標名又は活動の内容（B）						
成果指標名又は成果の内容（B'）						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	施設数	0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	64,719	52,281	62,430	74,144	
	人工数D	0.50	0.50	0.30	0.30	
	人件費E	3,315	3,220	1,932	1,926	
	合計C+E=F	68,034	55,501	64,362	76,070	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 C</span>
	(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。
判定根拠	処遇の改善及び向上を求める声が多い。
	(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>
	(判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	認可外保育施設を利用している保護者団体等からの処遇の改善や向上を求める声がある。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定根拠	認可外保育施設を利用している児童が全国で最も多く、待機児童児童の待機率も全国平均が1.4%（H'15現在）に対して、7.8%と高い状態にある。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定根拠	本県においては、待機児童の数が多く、その多くの児童が認可外保育所を利用しているものと思われることから、認可外保育施設に入所している児童の保育サービスの向上と安全を確保するためにも必要である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定根拠	法律では定められていないが、「新すこやか保育事業実施要綱」及び「新すこやか保育事業交付要項」により、県、市町村の負担割合を示している。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定根拠	本県においては、待機児童の数が多く、その多くの児童が認可外保育所を利用しているものと思われることから、認可外保育施設に入所している児童の保育サービスの向上と安全を確保するためにも必要である。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	他部、他課に類似する事業がない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	市町村が助成する認可外保育施設が対象であり、妥当である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	認可外保育施設に入所している児童の健康診断経費等を助成することで、入所児童の処遇の向上と安全を確保が図られる。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源=インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 B  
 (判定内容) B: 費用、成果とも上昇傾向

判定根拠  
 認可外保育施設に入所している児童の処遇向上と安全を確保するため、費用、成果とも上昇傾向にある。

(2) 費用と結果（活動指標=アウトプット）の相関関係をみると 判定 B  
 (判定内容) B: 費用、結果とも上昇傾向

判定根拠  
 認可外保育施設に入所している児童の処遇向上と安全を確保するため、費用、結果とも上昇傾向にある。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A: 妥当である。

判定根拠  
 県と市町村でそれぞれ1/2負担しているが、妥当である。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A: 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠  
 O A化に馴染まない事業である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
有効性	2. サービス水準の他県比較		A
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
効率性	4. 民間委託の可能性		B
		5. 事務事業の選択	
6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度		A
8. 対費用効果		(1) 対成果	B
		(2) 対結果	B
9. 県の負担割合		A	
	10. O A化の可能性	A	

合計	A	B	C	D	E
	7	5	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価  
 評価区分 A | 具体的方向性 1

(評価区分): A: 拡充  
 (具体的方向性): 1: 投入資源を集中的に投資し、成果を大きく向上させる。

判定根拠  
 本県は、認可外保育施設へ入所している児童が多く、入所児童には保育に欠ける児童も多数いると考えられることから、当該施設に入所している児童への支援を引き続き推進する必要がある。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-040500-03-13

事業名 保育所入所待機児童解消対策事業	事業番号 13	課係名 青少年・児童家庭課 保育班	係番号 03
------------------------	------------	----------------------	-----------

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 市町村</p> <p>(2) 現状 本県の保育所入所待機率は、全国的に見てもかなり高い状況にあるが、待機児童解消に向けての市町村の取り組みはまだ弱い状況にある。また、認可外保育施設にあっては、認可保育所に比べ、入所利用児童数に応じた保育士の配置数が少ない状況にある。</p> <p>(3) 方法 保育所創設専任チームにより、市町村と連携を図りながら、保育所の創設及び老朽化している保育所の改築整備を行う。 また、認可外保育施設へ保育士を派遣する事業を実施する市町村に対して、県単独事業による補助を行う。</p> <p>(4) 目標 待機児童の解消</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)単独</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 「保育」の実施は市町村の事業として位置づけられており、保育所入所の待機児童の解消は「官」が行う必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県は、市町村が行う待機児童解消事業に対し、広域的な立場から支援する必要がある。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b> (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>68,317</td> <td>24,464</td> <td>35,869</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.00</td> <td>0.90</td> <td>0.80</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：保育所入所待機児童解消対策事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	68,317	24,464	35,869	人工数	0.00	0.90	0.80	0.80
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	68,317	24,464	35,869												
人工数	0.00	0.90	0.80	0.80												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 待機児童の解消が喫緊の課題となっており、これまでの対策に加え、もう一段の対策が求められていることから、保育所創設専任チームにより、市町村へ保育所創設を働きかける。一方、認可外保育施設へ保育士を派遣することにより、児童処遇の改善を図るとともに、認可化を促進する。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期：平成16年度，終期：平成18年度</b></p>																
<p><b>4. 自治上の区分： 自治事務</b></p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 保育士の派遣</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標)</p> <p>平成16年度 那覇市 23カ所 24人(延べ) 豊見城市 1カ所 1人</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標)</p> <p>保育士派遣事業を引き続き実施する。 H18 13人(計画)</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 認可外保育施設における児童処遇の改善 認可化の促進</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標)</p> <p>有資格者の保育士派遣により児童処遇の向上が図られた</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標)</p> <p>認可外保育施設に入所する児童の処遇の改善が図られ、また、保育士を派遣された認可外保育施設における認可化に向けての取り組みが加速される。</p>

## 第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 青少年・児童家庭課 保育班				
評価責任者	青少年・児童家庭課長		担当者 保育班		
課番号	040500	係番号	03	電話番号	866-2174
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040500-03-13				
事務事業名	保育所入所待機児童解消対策事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	080202	計画名	福祉保健計画
			政策目標	子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり
			施策	多様な保育サービスの提供
	再掲コード	080707	計画名	福祉保健計画
			政策目標	地域福祉社会の形成
			施策	多様な保育サービスの提供
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	保育士派遣人員					
成果指標名又は成果の内容(A')	認可外保育施設における児童の処遇改善と認可化の促進					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	人	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	68,317	24,464	63,121	0.00
	人工数D	0.00	0.90	0.80	0.80	0.00
	人件費E	0	5,796	5,152	5,136	0.00
	合計C+E=F	0	74,113	29,616	68,257	0.00

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 C</span>	
(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。	
判定 根拠	本県は、平成18年4月1日現在、1520人の待機児童があり、入所できない保護者は不満を持っている。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	本県は、平成17年4月1日現在、1520人の待機児童があり、その解消が求められている。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	本県は、1,884人の待機児童数があり、他県と比較するとかなり多い状況にある。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	児童福祉法第24条において、保育の実施は市町村の事務と規定されている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 D
(判定内容) D. 市町村又は国が実施すべき事業である。		
判定 根拠	保育の実施は本来市町村の事務であるが、本県は他県と比較して多くの待機児童があり、その早急な解消が本県行政全体の課題となっており、県としても広域行政の立場から支援する必要がある。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	待機児童の解消に向けて市町村への助言、相談や認可外保育施設の認可化を促進するための保育士派遣事業であり、当該事務事業は県で直接実施することが妥当である。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	他部、他課に類似事業がない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	保育の実施主体である市町村が対象である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	認可外保育の認可化等は、待機児童解消に直接に影響を与える。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1  
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定 根拠	保育士派遣事業については、市町村の厳しい財政状況で費用が減少しているが、待機児童解消に向けた市町村への助言等の取り組みを強化しており、平成18年4月1日現在の待機児童は前年と比較して減少している。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1  
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定 根拠	保育士派遣事業については、市町村の厳しい財政状況で費用が減少しているが、待機児童解消に向けた市町村への助言等の取り組みを強化している。
----------	---

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	保育事業は市町村の自治事務ではあるが、待機児童の問題は、全県的な問題であるため、県・市町村で協調し解決に当たる必要がある問題である。
----------	--

10. O A 化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A 化が困難である。

判定 根拠	O A 化に馴染まない。
----------	--------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	A	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		D
4. 民間委託の可能性	B		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	B	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	A	
10. O A 化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
9	2	1	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	D   具体的方向性   1

(評価区分) : D. 廃止  
 (具体的方向性) : 1. 他の事務事業により代替する（当該事務事業は廃止するが、新規事業を検討する）。

判定 根拠	平成18年度までの3年実施事業とされており、新たな事業を検討する。
----------	-----------------------------------

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-040500-03-15

事業名 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給事務	事業番号 15	課係名 青少年・児童家庭課 保育班	係番号 03
------------------------------	------------	----------------------	-----------

<p>1. 事業内容 (1) 対象 社会福祉法人</p> <p>(2) 現状 保育所等の児童福祉施設の整備充実は、県の重点事業であり、その整備を支援する事業として重要である。</p> <p>(3) 方法 各社会福祉法人が福祉医療機構から借り入れた元金に発生する利子に対して、毎年の償還額の一定割合について、県が助成する。</p> <p>(4) 目標 児童福祉施設の安定運営</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 助成 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 社会福祉法人は、営利目的ではなく福祉サービスという公共性の高い業務を担っていることから、その整備充実の支援は行政の関与を要する。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県全域に及ぶ事業</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>7,279</td> <td>8,288</td> <td>8,097</td> <td>10,321</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給金</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	7,279	8,288	8,097	10,321	人工数	0.20	0.20	0.20	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	7,279	8,288	8,097	10,321												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.20												
<p>2. 事業の必要性 保育所を始めとする児童福祉施設を設置しようとする法人にとって、当該利子補給は、施設設置の有力なインセンティブとなっている。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和51年度, 終期:</p> <p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 利子補給金の補助</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成15年度 33件の社会福祉法人へ利子補給金を助成した。 平成16年度 32件の社会福祉法人へ利子補給金を助成した。 平成17年度 31件の社会福祉法人へ利子補給金を助成した。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 対象となる法人は、経営基盤が脆弱であり、利子補給を行うことにより安定した経営が可能となることから、引き続き現行制度を継続する。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 法人の安定的施設運営</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 対象法人の借金返済による経済的負担を軽減し、その経営健全化に寄与することで、施設の安定的運営が図られている。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 児童福祉施設の安定的運営が図られる。</p>

## 第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 青少年・児童家庭課 保育班				
評価責任者	青少年・児童家庭課長		担当者 保育班		
課番号	040500	係番号	03	電話番号	866-2174
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040500-03-15				
事務事業名	独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給事務				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	利子補給金の補助					
成果指標名又は成果の内容(A')	社会福祉法人の安定的運営					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	7,279	8,288	8,037	10,321	
	人工数D	0.20	0.20	0.20	0.20	
	人件費E	1,326	1,288	1,288	1,284	
	合計C+E=F	8,605	9,576	9,325	11,605	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い	判定 B
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定 根拠	利子補給を受けた社会福祉法人の安定的運営に寄与しており、概ね満足しているものと考えている。
(2) 県民ニーズの動向	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	当該利子補給については、平成14年度から、新たに社会福祉施設を設置する法人の内、保育所を整備する法人のみを対象とすることとしているが、待機児童解消のため保育所を整備する法人が増えてきていることから、増加傾向である。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	他県も同様な事業を実施している。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	社会福祉法人が社会福祉施設を整備するに当たって福祉医療機構から借り入れた元金に発生する利子に対して、毎年の償還額の一定割合について、県が助成する事業であり、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	同上	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	社会福祉法人に対する利子補給であり、事務事業の性質上、県が実施するものである。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	社会福祉法人の施設整備に係る借入金の償還費用の負担を軽減することにより、社会福祉施設の整備を促進するものであり、類似した事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	対象は社会福祉法人の保育所整備に係る利子の補給であり、待機児童解消促進するためにも、対象は適当である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 C
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) C. ある程度の影響を与える。		
判定 根拠	利子補給により社会福祉法人の負担が軽減されることから、インセンティブとなっている。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 B  
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向

判定根拠	利子補給金の額が増加していること、利子補給を受けた社会福祉法人の運営が安定すること。
------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 B  
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向

判定根拠	利子補給金の額が増加してきている。
------	-------------------

9. 県の負担割合 判定 C  
 (判定内容) C. 過大である（県負担を減又は市町村・受益者負担を増す）。

判定根拠	保育所以外の社会福祉事業については施設整備に係る利子補給が廃止されたことや運営費の弾力運用が認められたことから県の負担見直しも検討する必要がある。
------	---

10. O A化の可能性 判定 D  
 (判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定根拠	社会福祉法人への利子補給事務であるが、県の集計業務について一部O Aを活用している。
------	--

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	B
	(2) 県市町村		B	
4. 民間委託の可能性			B	
	5. 事務事業の選択			A
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			C
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	B	
		(2) 対結果	B	
	9. 県の負担割合			C
10. O A化の可能性				D

  

合計	A	B	C	D	E
3	7	2	1		

12. 所管課の総合評価 総合評価

	評価区分	C	具体的方向性	2
--	------	---	--------	---

(評価区分) : C. 見直す  
 (具体的方向性) : 2. 投入資源は減らすが、成果は維持する。

判定根拠	運営費の弾力運用が認められている以前においては、借入金の返済は法人役員の寄付でまかなわれていたものである。 運営費の弾力運用が認められている現在においては、状況は大きく異なっていることから負担の見直しも行うべきと考えるため。
------	---

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-040500-04-03

事業名	母子家庭及び寡婦自立促進対策事業	事業番号	03	課係名	青少年・児童家庭課 母子福祉班	係番号	04
-----	------------------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 母子家庭及び寡婦</p> <p>(2) 現状 大部分の母子家庭等が不安定な就業状態にあるため、その生活の安定を図るため、就労支援等のきめ細やかな福祉対策が求められている。</p> <p>(3) 方法 平成18年度は、ホームヘルパー2級養成講習会、調理師資格取得試験準備講習会、パソコン講習会を実施する。</p> <p>(4) 目標 就労のための資格取得を目指す。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)国庫 国庫補助率：(1/2)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 母子及び寡婦福祉法第3条、第29条に基づき、母子・寡婦の福祉の増進及び雇用の促進は国及び地方公共団体の責務とされている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 母子家庭の多い沖縄県においては、是非実施すべき事業であり、厚生省通知により実施主体は都道府県とされている。(なお、事業の一部は母子福祉団体に委託することができることになっている。)</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>9,198</td> <td>8,602</td> <td>10,555</td> <td>10,026</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：母子家庭等自立促進事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	9,198	8,602	10,555	10,026	人工数	0.20	0.20	0.20	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	9,198	8,602	10,555	10,026												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.20												
<p>2. 事業の必要性 母子家庭及び寡婦については、社会的、経済的に不安定な状況にあり就職に必要な知識技能を習得させるための講習会の開催や、日常抱えている諸問題の解決を図る相談事業を行い、当該家庭の自立と生活の安定を図る必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 自立促進のための講習会を沖縄県母子寡婦福祉連合会に委託して実施</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標)</p> <p>平成17年度実績</p> <p>2級ホームヘルパー養成講習会 39人</p> <p>調理師資格取得順義講習会 110名</p> <p>パソコン講習会 39人</p> <p>就業相談事業 223人</p> <p>特別相談事業 40人</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標)</p> <p>平成15年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書において、社会福祉制度等への今後の利用希望(複数回答)として、現在実施している講習会等を利用したいとの回答が約15%程度ある。</p> <p>行政に対する要望としても職業・技能訓練の機会の充実が28.7%(母子)となっており、今後も継続した事業の実施が必要である。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 雇用と就労の促進が図れた。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標)</p> <p>ヘルパー養成講習会受講者の約21%が年度中の就職を実現している。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標)</p> <p>母子家庭等の母親の就職率を向上させる。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 青少年・児童家庭課 母子福祉班				
評価責任者	青少年・児童家庭課長		担当者 母子福祉班		
課番号	040500	係番号	04	電話番号	866-2174
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040500-04-03				
事務事業名	母子家庭及び寡婦自立促進対策事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	080207	計画名	福祉保健計画			
			政策目標	子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり			
			施策	ひとり親家庭等の自立支援			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	母子家庭等就業支援講習会受講者数						
成果指標名又は成果の内容(A')							
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
< 指標の推移 >		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	人	201.00	183.00	157.00	/	180.00	
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	/	0.00	
活動指標B		0.00	0.00	0.00	/	0.00	
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00	
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	9,198	8,602	10,555	/	10,026	
	人工数D	0.20	0.20	0.20	/	0.20	
	人件費E	1,326	1,288	1,288	/	1,284	
	合計C+E=F	10,524	9,890	11,843	/	11,310	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定 根拠	受講希望者が多い。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	経済的自立のために資格取得希望者が多い。(ひとり親世帯等実態調査)

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	九州各県と同程度	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	母子寡婦福祉法第3条、第29条により国及び地方公共団体の責務とされている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 C
(判定内容) C. 現在、県が実施しているが、市町村への権限移譲が可能である。		
判定 根拠	法改正により事業の一部が市に移譲されている。	

4. 民間委託の可能性		判定 C
(判定内容) C. 現在、県が直接実施しているが、民間委託（一部委託含む）が可能である。		
判定 根拠	県母子寡婦福祉連合会に事業を委託実施している。	

5. 事務事業の選択		判定 B
(判定内容) B. 対象や目標等に類似する事務事業はないが、一体的に実施した方がよいと思われる事務事業がある。		
判定 根拠	就業事業等は、労働と福祉が連携を深める必要がある。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	母子家庭の経済的自立のためには資格取得が効果的である。予算的な制約と希望者が多いため、受講希望者の制限をせざるを得ない状況にある。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	資格取得により、就労に結びつく。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C  
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。

判定根拠: 成果を拡大する必要がある。そのためには投入資源（予算）を増やす必要がある。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C  
 (判定内容) C: 費用、結果とも横ばい。

判定根拠: 結果を拡大する必要がある。そのためには投入資源（予算）を増やす必要がある。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A: 妥当である。

判定根拠: 国庫補助事業（補助率 1 / 2）

10. O A 化の可能性 判定 A

(判定内容) A: 事務事業の性質上、O A 化が困難である。

判定根拠: 各種研修会の開催であるため。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		C
有効性	4. 民間委託の可能性		C
	5. 事務事業の選択		B
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A 化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	6	3	4		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	A
具体的方向性	1

(評価区分): A: 拡充  
 (具体的方向性): 1: 投入資源を集中的に投資し、成果を大きく向上させる。

判定根拠: 増え続ける母子家庭等に対し、就業支援を中心とした各種の支援を行い、母子家庭等の自立を促進する必要がある。母子家庭等は、生計維持と子育てを一人で行っているため、臨時・パート職が多いため、高収入につながる資格取得の希望者が多い。児童扶養手当が減額される平成 20 年までは拡充される事業である。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-040500-04-06

事業名	母子寡婦福祉貸付事業	事業番号	06	課係名	青少年・児童家庭課 母子福祉班	係番号	04
-----	------------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 母子家庭及び寡婦</p> <p>(2) 現状 事業開始資金をはじめ13種類の貸付金を無利子あるいは低利子で貸し付けている。</p> <p>(3) 方法 貸付を受けたい者は、居住する市町村にて申込を行い、福祉保健所の審査等を経て貸付の可否が決定される。</p> <p>(4) 目標 母子家庭等の経済的自立及び生活の安定</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 貸付 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 母子及び寡婦福祉法第13条及び第32条に基づき、都道府県が実施。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 母子及び寡婦福祉法第13条及び第32条に基づく。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>168,675</td> <td>182,012</td> <td>198,369</td> <td>197,532</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.60</td> <td>0.60</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 母子寡婦福祉貸付事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	168,675	182,012	198,369	197,532	人工数	0.60	0.60	0.60	0.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	168,675	182,012	198,369	197,532												
人工数	0.60	0.60	0.60	0.50												
<p>2. 事業の必要性 母子家庭等は、経済的に弱い立場にあり、資金を貸し付けることにより経済的自立及び生活の安定を図ることができる。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和45年, 終期:</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 資金の貸付</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標)</p> <p>貸付金額</p> <p>H14年度 162,540千円 H15年度 167,028千円 H16年度 160,017千円 H17年度 158,432千円</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標)</p> <p>本県の母子世帯は、全国平均の約2倍と高い出現率になっており、母子世帯等の生活の安定を図るためにも、貸付事業は継続する必要がある。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 母子家庭等の生活の安定を図る。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標)</p> <p>平成15年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書において、母子世帯の82.6%、父子世帯の62.8%が困窮世帯となっている。本事業は当該世帯の経済的支援となっている。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標)</p> <p>貸付額 H18年度 185,684千円</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 青少年・児童家庭課 母子福祉班				
評価責任者	青少年・児童家庭課長			担当者母子福祉班	
課番号	040500	係番号	04	電話番号	866-2174
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040500-04-06				
事務事業名	母子寡婦福祉貸付事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	080207	計画名	福祉保健計画			
			政策目標	子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり			
			施策	ひとり親家庭等の自立支援			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)						
成果指標名又は成果の内容(A')						
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	168,675	182,012	198,369	197,532	
	人工数D	0.60	0.60	0.60	0.50	
	人件費E	3,978	3,864	3,864	3,210	
	合計C+E=F	172,653	185,876	202,233	200,742	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 C</span>	
(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。	
判定 根拠	貸付資金が不足しているため、希望者のニーズに対応できていない。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	増加傾向にある。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	九州各県と同程度で推移	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	母子寡婦福祉法第13条、第32条に基づき県が実施	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	母子寡婦福祉法第13条、第32条に基づき県が実施	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	母子寡婦福祉法第13条、第32条に基づき県が実施	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	母子寡婦福祉法第13条、第32条に基づき県が実施	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	母子家庭等に対し、低利若しくは無利子で各種資金を貸し付けることで、生活の安定に寄与している。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	各種資金の貸付により、母子家庭等の生活の安定等に直接結びつく。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると  
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向 判定 B

判定根拠  
 貸付実績が増加している。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると  
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向 判定 B

判定根拠

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠

10. O A化の可能性 判定 C

(判定内容) C. O A化が可能であり、O A化にかかる費用に対して効果大きい。

判定根拠  
 貸し付け台帳等のO A化が必要である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	B
		(2) 対結果	B
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	C

合計	A	B	C	D	E
	8	3	2		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B
具体的方向性	1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠  
 償還対策を充実させ、貸付枠を拡大する必要がある。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-040500-04-08

事業名	母子家庭等医療費助成事業	事業番号	08	課係名	青少年・児童家庭課 母子福祉班	係番号	04
-----	--------------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、養育者が養育する父母のない児童</p> <p>(2) 現状 平成14年度受給者数47,745人、支給件数107,258件、助成総額166,667千円</p> <p>(3) 方法 当該事業は市町村において行われるもので、県は市町村が助成した経費の1/2を補助するものとする。</p> <p>(4) 目標 経済基盤の弱い母子及び父子家庭及び養育者世帯の子に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の自立を促進する。</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1) 助成 (2) 単独</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 母子及び寡婦福祉法第3条に基づき国及び地方自治体は母子家庭等の福祉を増進する責務がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県全域にまたがる事業であり、受益者が県内どの市町村に移動しても同様のサービスが得られなければならない。全国的にも県の補助事業として位置づけられている。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b> (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>186,673</td> <td>204,113</td> <td>221,726</td> <td>234,626</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：母子家庭等医療費助成事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	186,673	204,113	221,726	234,626	人工数	0.30	0.30	0.40	0.30
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	186,673	204,113	221,726	234,626												
人工数	0.30	0.30	0.40	0.30												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 平成10年度に実施した沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告において「国等への行政要望事項」で、母子世帯は医療費助成を第4位、父子世帯は第3位に要望しておりニーズが高い。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期：平成6年度，終期：</b></p>																
<p><b>4. 自治上の区分：</b> 自治事務</p>																

<p><b>(1) 何を(手段・活動指標)</b> 母子家庭等の医療費自己負担分の一部助成</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標)</p> <p>平成15年度受給者数：51,055人、支給件数122,803件、助成総額186,673千円 平成16年度受給者数：53,951人、支給件数135,205件、助成総額204,113千円 平成17年度受給者数：54,356人、支給件数148,837件、助成総額221,726千円</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標)</p> <p>受給者数、支給件数ともに年々伸びており、今後も当事業への需要があると推測されるため、継続が必要である。</p>
<p><b>(2) その結果、何が(成果指標)</b> 母子家庭等の経済的支援となり、自立を促す。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標)</p> <p>平成15年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書において母子家庭82.6%、父子家庭62.8%が貧窮世帯である。本事業は当該世帯の経済的支援となっている。助成額は平成15年度は対前年比1.12倍、平成16年度は1.09倍、平成17年度は1.09倍となっており増加傾向。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標)</p> <p>今後とも継続することにより、母子家庭等の自立の促進をめざす。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 青少年・児童家庭課 母子福祉班				
評価責任者	青少年・児童家庭課長		担当者 母子福祉班		
課番号	040500	係番号	04	電話番号	866-2174
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040500-04-08
事務事業名	母子家庭等医療費助成事業
歳出事業コード(1)	事業区分
歳出事業名(1)	
歳出事業コード(2)	事業区分
歳出事業名(2)	
歳出事業コード(3)	事業区分
歳出事業名(3)	

分野別計画施策体系コード	主コード	080207	計画名	福祉保健計画
			政策目標	子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり
			施策	ひとり親家庭等の自立支援
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)						
成果指標名又は成果の内容(A')						
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	186,673	204,113	221,726	234,626	
	人工数D	0.30	0.30	0.40	0.30	
	人件費E	1,989	1,932	2,576	1,926	
	合計C+E=F	188,662	206,045	224,302	236,552	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	補助交付実績は年々増加している。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	ひとり親世帯が年々増加しており、補助交付実績も年々増加している。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	九州各県並みである。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	母子寡婦福祉法第3条に基づき、国及び地方公共団体は母子家庭等の福祉を増進する責務がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	市町村事業に対し、県が補助するものである。1 / 2を補助	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	市町村事業に対し、県が補助するものである。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠		

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	母子及び父子家庭は経済基盤が弱いので妥当である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠		

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると  
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向 判定 B

判定根拠  
 ひとり親家庭の増加に伴って補助実績も上昇している。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると  
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向 判定 B

判定根拠  
 受給者数 H14：48,745人 H15：51,055人 H16：53,951人

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠  
 全国的にも同様の負担割合である。

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定根拠  
 補助金交付事務

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
有効性	4. 民間委託の可能性		B
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	B
		(2) 対結果	B
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	D

合計	A	B	C	D	E
	5	7		1	

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B
具体的方向性	1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠  
 ひとり親家庭等の福祉の増進のため、引き続き需要に対応する必要がある。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-040500-04-14

事業名	相談機能の充実・強化	事業番号	14	課係名	青少年・児童家庭課 母子福祉班	係番号	04
-----	------------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 女性相談所は売春防止法及びDV防止法等に基づき、要保護女性への相談・援助を行う相談機関で、一時保護機能を併せ持つ。また、配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害女性への各種支援を行っている。</p> <p>(2) 現状 昭和47年に整備された女性相談所は、老朽化の進行及び狭隘な構造から、多様化したニーズに対応できず、適切な処遇の確保が困難となっている。また、職員体制の強化も必要。</p> <p>(3) 方法 移転改築することにより設備を充実させるとともに、一時保護児童に対応するための児童指導員等の配置により援助体制を強化する。</p> <p>(4) 目標 相談機能の充実・強化を図り、多様化するニーズに適切に対応する。</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)国庫 国庫補助率：(1/2)</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 女性相談所は売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置が義務づけられている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 売春防止法第38条で各都道府県の支弁が定められている。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b> (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>58,902</td> <td>262,693</td> <td>192,794 (124,666)</td> <td>58,801</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.10</td> <td>0.30</td> <td>0.40</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：女性相談所運営費。婦人保護施設等整備事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	58,902	262,693	192,794 (124,666)	58,801	人工数	0.10	0.30	0.40	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	58,902	262,693	192,794 (124,666)	58,801												
人工数	0.10	0.30	0.40	0.20												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 女性相談所は、売春防止法及びDV防止法等に基づく要保護女子への相談・援助を行う相談機関で各都道府県に必置義務がある。近年、そのニーズは多様化しており、適切な処遇の確保のため、施設整備及び相談体制の充実が課題となっている。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</b></p>																
<p><b>4. 自治上の区分： 自治事務</b></p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 女性相談所改築整備事業の実施及び職員体制の充実</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成14年度に配偶者暴力相談支援センター機能付与(婦人相談員の増員、心理療法士の配置) 平成15年度に施設整備に係る基本設計を終了。 平成16年度に施設整備に着手(2カ年事業) 平成17年度竣工(H17.7.15)</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 平成17年度に女性相談所竣工 児童指導員1人の配置(平成16年度) 生活指導員の1人増(平成17年度) 調理員(賃金)の1人増員(平成17年度)</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 相談者の処遇の充実を図る</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 多様化するニーズに対応するための施設整備及び相談体制の充実が進んだ。</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 相談及び一時保護等の設備が改善され、相談機能の充実・強化が図られる。また、増加し続けている一時保護所入所者の食事の改善を図る。</p>

## 第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	福祉保健部 青少年・児童家庭課 母子福祉班				
評価責任者	青少年・児童家庭課長		担当者母子福祉班		
課番号	040500	係番号	04	電話番号	866-2174
				作成年月日	

事務事業コード	2006-040500-04-14				
事務事業名	相談機能の充実・強化				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	080705	計画名	福祉保健計画			
			政策目標	地域福祉社会の形成			
			施策	相談機能の充実・強化			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容 (A)	相談件数					
成果指標名又は成果の内容 (A')						
活動指標名又は活動の内容 (B)						
成果指標名又は成果の内容 (B')						
< 指標の推移 >	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標 A	件	1,738.00	1,775.00	1,839.00	/	1,900.00
成果指標 A'		0.00	0.00	0.00	/	0.00
活動指標 B		0.00	0.00	0.00	/	0.00
成果指標 B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額 C	58,902	262,693	192,794	58,801	/
	人工数 D	0.10	0.30	0.40	0.20	/
	人件費 E	663	1,932	2,576	1,284	/
	合計 C + E = F	59,565	264,625	195,370	60,085	/

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定 根拠	要保護女子等の相談、一時保護に的確に対応している。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	要保護女子、DV被害女性などからの相談件数、一時保護が増加している。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	九州各県と同程度である。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	売春防止法第34条により都道府県に設置が義務づけられている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	売春防止法及び配偶者暴力防止法	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	売春防止法及び配偶者暴力防止法で国及び地方公共団体の責務とされている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	売春防止法及び配偶者暴力防止法で国及び地方公共団体の責務とされている。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	売春防止法及び配偶者暴力防止法等で定められている。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	相談件数 H13: 1, 143 H14: 1, 738 H15: 1, 775 H16: 1, 839 一時保護件数 H13: 288 H14: 326 H15: 267 H16: 282	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると  
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向 判定 B

判定根拠  
 相談係数は年々増加している。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると  
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向 判定 B

判定根拠  
 平成17年1月 女性相談所の改築工事に着工  
 同年7月 竣工

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠  
 国1/2、県1/2の負担

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠  
 対象者への直接紫雲であり困難な部分が多いが、受付台帳等O A化等を検討する。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
有効性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
効索性	4. 民間委託の可能性		A
		5. 事務事業の選択	
有効性	6. 対象の妥当性		
		7. 貢献度	
効索性	8. 対費用効果		(1) 対成果
		(2) 対結果	B
効索性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	9	4			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B   具体的方向性   1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠  
 女性相談所へのよう保護女子、暴力被害女性等からのニーズは多様化しており、相談、援助体制の整備が急務となっている。女性相談所の改築工事が平成17年1月に着工し、7月竣工予定である。女性相談所の改築を期に体制の整備を図ることとする。